(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市鬼高四丁目三一五番七地先から同市鬼高三丁目七六五番一地先まで	前	三六・〇〇～五八・二九メートル	〇・〇八四キロメートル
	後	五六・五二～七六・三三メートル	〇・〇八四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十二日

その関係図面は、平成二十四年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	上越市大字寺町字藤巻四一八番一から同市大字寺町字小寺一〇八四番一まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

北陸地方整備局長　前川　秀和

供用開始の期日　平成二十四年三月十二日

○中部地方整備局告示第四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更等の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年三月十二日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　登録番号
中部地方整備局長　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社トータル建築確認評価センター
三(1) 評価員の氏名の変更

変更前	下井　孝夫
変更後	萩野　浩和

(2) 変更年月日
平成二十四年三月一日
四(1) 役員の氏名の変更

変更前	山本　匡
変更後	—

(2) 変更年月日
平成二十四年三月一日

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	吉野川市山川町堤外二〇番一地内	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十二日

○九州地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長崎県東彼杵郡川棚町小音琴郷字松ノ上七四七番一から同郡東彼杵町小音琴郷字西ノ浦九五〇番一まで	前	一〇・七八～一六・〇八メートル	〇・三五五キロメートル
	後	一一・四五～三三・二二メートル	〇・三五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百五号	長崎県東彼杵郡川棚町小音琴郷字松ノ上七四七番一から同郡東彼杵町小音琴郷字西ノ浦九五〇番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十二日

○北海道開発局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十四号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道沙流郡日高町字千栄国有林日高森林計画区日高北部森林管理署五八林班は小班地内	前	三八・五〇～八五・〇〇メートル	〇・〇七九キロメートル
	後	四六・〇〇～八五・〇〇メートル	〇・〇七九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十六号	伊達市大滝区清原町国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署二六五林班ろ小班から同市大滝区清陵町一〇六番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百七十七号	北海道二海郡八雲町鉛川五〇六番三から同町鉛川四九一番四地先まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
三百三十七号	北海道石狩郡当別町蕨岱五六八九番一から同町川下九六八番一まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
四百五十三号	北海道有珠郡壮瞥町字昭和新山一五番七地内	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年三月十二日